

第3期

高石市 子ども・子育て

支援事業計画

概要版



ひとにやさしい育みのまち高石

令和7年3月

高石市

計画の概要

1 高石市子ども・子育て支援事業計画とは

国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年（2023年）4月に施行され、同年12月には、こども基本法に基づき、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

さらに、「こども未来戦略」（令和5年（2023年）12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年（2024年）6月に成立しました。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとなりました。

このような背景の中で、「第2期高石市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度（2024年度）末をもって終了することから、子育てに関する市民へのニーズ調査を実施し、市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とした「第3期高石市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

2 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に定める市町村計画であり、また、「改正次世代育成支援対策推進法」第8条第1項において、市町村の努力義務として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援対策行動計画）」を一体的なものとして策定しています。
- 本計画は、高石市の最上位計画である「高石市総合計画」の部門別個別計画として位置づけられます。
- 本計画は、子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前のこどもの教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、市民をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、企業、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

3 計画の対象

- 本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、おおむね18歳までのこどもとその家庭とします。
- 子育て支援等を行政と連携・協力して行っていただく、関係機関、企業、地域住民、関係団体等も対象になります。

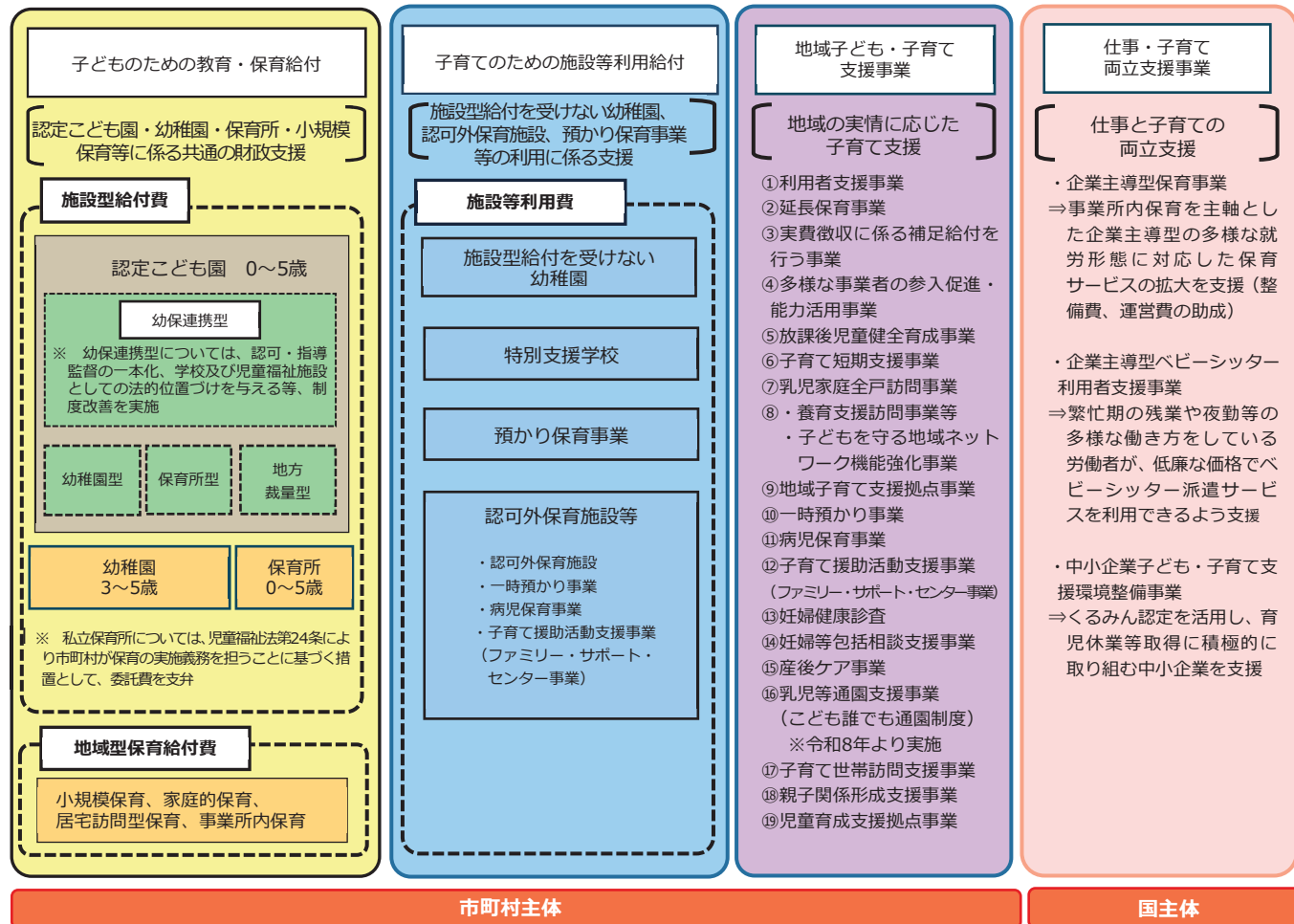
4 計画の期間

- この計画は、令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年間を計画期間とします。

5 地域子ども・子育て支援事業と制度の全体像

- 子ども・子育て家庭等を対象として、13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化されており、第3期計画においては法改正により新規6事業が追加され、各市町村が地域の実情に応じて推進することとされています。（子ども・子育て支援法第59条）

図表 制度における給付・事業の全体像



こども未来戦略（加速化プラン）に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

- 児童手当の抜本的拡充 [令和6年10月分から]
 - ・所得制限を撤廃
 - ・高校生年代まで延長
 - ・第3子以降は3万円

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

- 妊婦のための支援給付の創設 [令和7年4月制度化]
 - 10万円相当の経済的支援

2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

- 妊婦等包括相談支援事業の創設 [令和7年4月]
 - 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設 [令和8年4月給付化]
 - 月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能なる仕組み
- 産後ケア事業の提供体制の整備
- 児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ [令和6年11月分から]

3. 共働き・子育ての推進

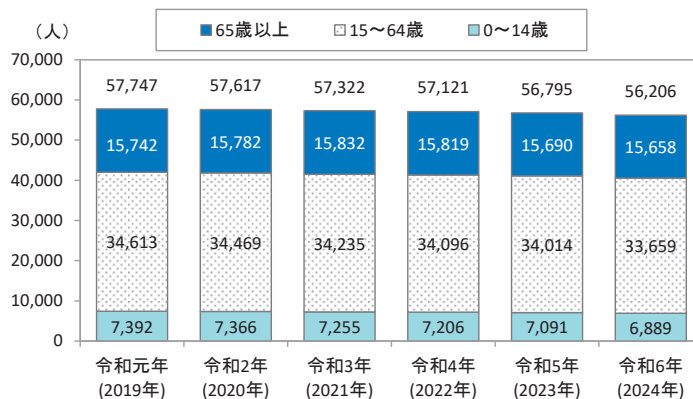
- 出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10割程度に） [令和7年4月]
 - 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを推進
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付） [令和7年4月]
 - 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給
- 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設 [令和8年10月]

高石市のこどもと家庭を取り巻く現状と課題

1 人口の推移

- 高石市の近年の人口は、5万7千人台から5万6千人台へと減少傾向で推移しています。令和6年4月1日現在の人口は、56,206人となっています。
- 令和元年からの人口を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少し続けており、一方、65歳以上の高齢者人口は、令和元年から増加傾向を経て令和4年に減少に転じ、令和6年には15,658人となっています。

■ 総人口の推移

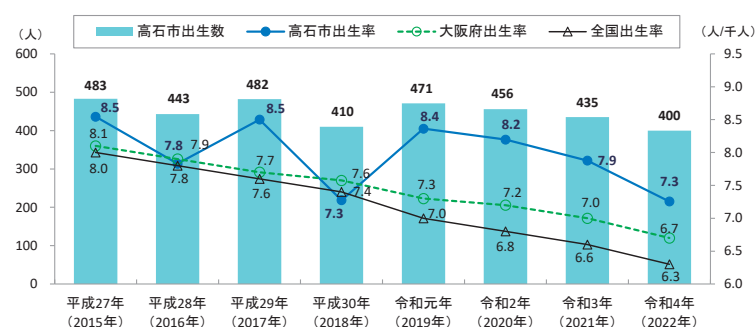


資料: 住民基本台帳(外国人登録含む) (各年4月1日現在)

2 出生の動向

- 出生数は、400人台で増減しつつ推移しており、令和4年に400人となっています。出生率は年による変動はあるものの、概ね全国や大阪府の値と同等以上で推移し、令和元年以降いずれも全国や大阪府の値を上回っています。

■ 出生数の推移

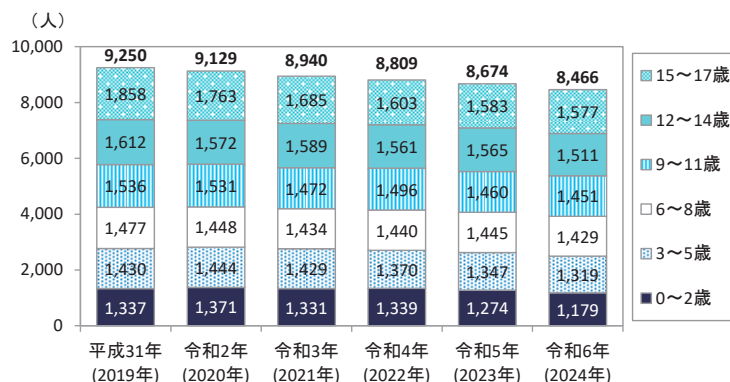


資料: 大阪府人口動態統計

3 こども人口の推移

- 住民基本台帳により、平成31年以降の18歳未満のこども人口の推移をみると、年間平均157人の減少を続け、令和6年4月1日現在では8,466人となっています。
- 3歳ごとでは、年齢層が低くなるにつれ、人口が少なくなる傾向がみられます。

■ こども人口の推移

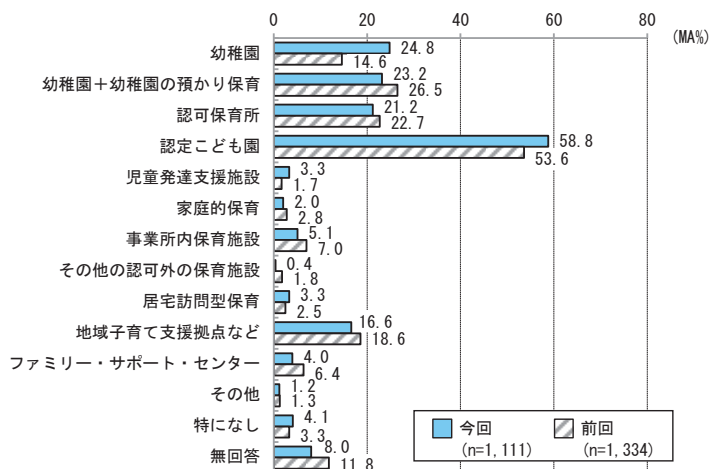


資料: 各年住民基本台帳人口(外国人登録含む)で、4月1日現在

4 教育・保育事業の利用状況

- 幼稚園や保育所などの施設やサービスの平日の定期的な利用の有無については、「利用している」が73.4%と、前回調査に比べて8.2ポイント増加しています。
- 定期的に利用したい施設やサービスは、「認定こども園（施設の中に幼稚園と保育所がある施設）」が58.8%と最も多く、「幼稚園」が24.8%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が23.2%、「認可保育所」が21.2%となっています。

■ 今後、定期的に利用したい教育・保育事業

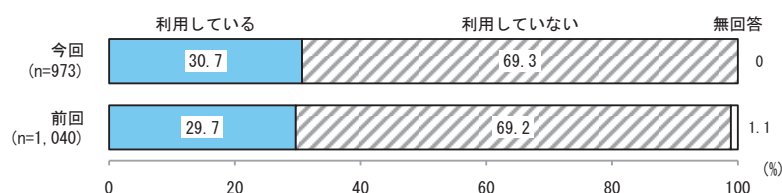


資料：令和6年2月実施「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果より

5 放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の利用状況

- 小学生の放課後児童クラブ（あおぞら児童会）の平日の利用状況は、「利用している（以前、利用していた方を含む）」が30.7%、「利用していない」が69.3%となっています。

■ 平日の放課後児童クラブの利用状況

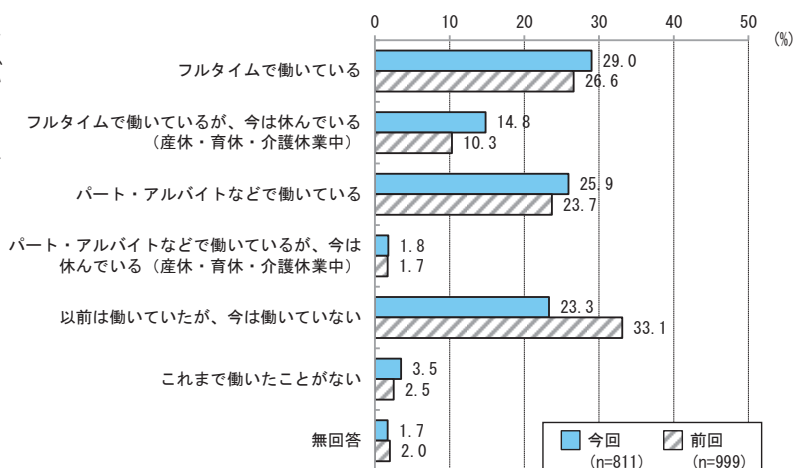


資料：令和6年2月実施「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果より

6 母親の就労状況

- 就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイムで働いている」が29.0%と最も多く、次いで、「パート・アルバイトなどで働いている」が25.9%、「以前は働いていたが、今は働いていない」が23.3%となっています。

■ 就学前の母親の就労状況



資料：令和6年2月実施「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果より

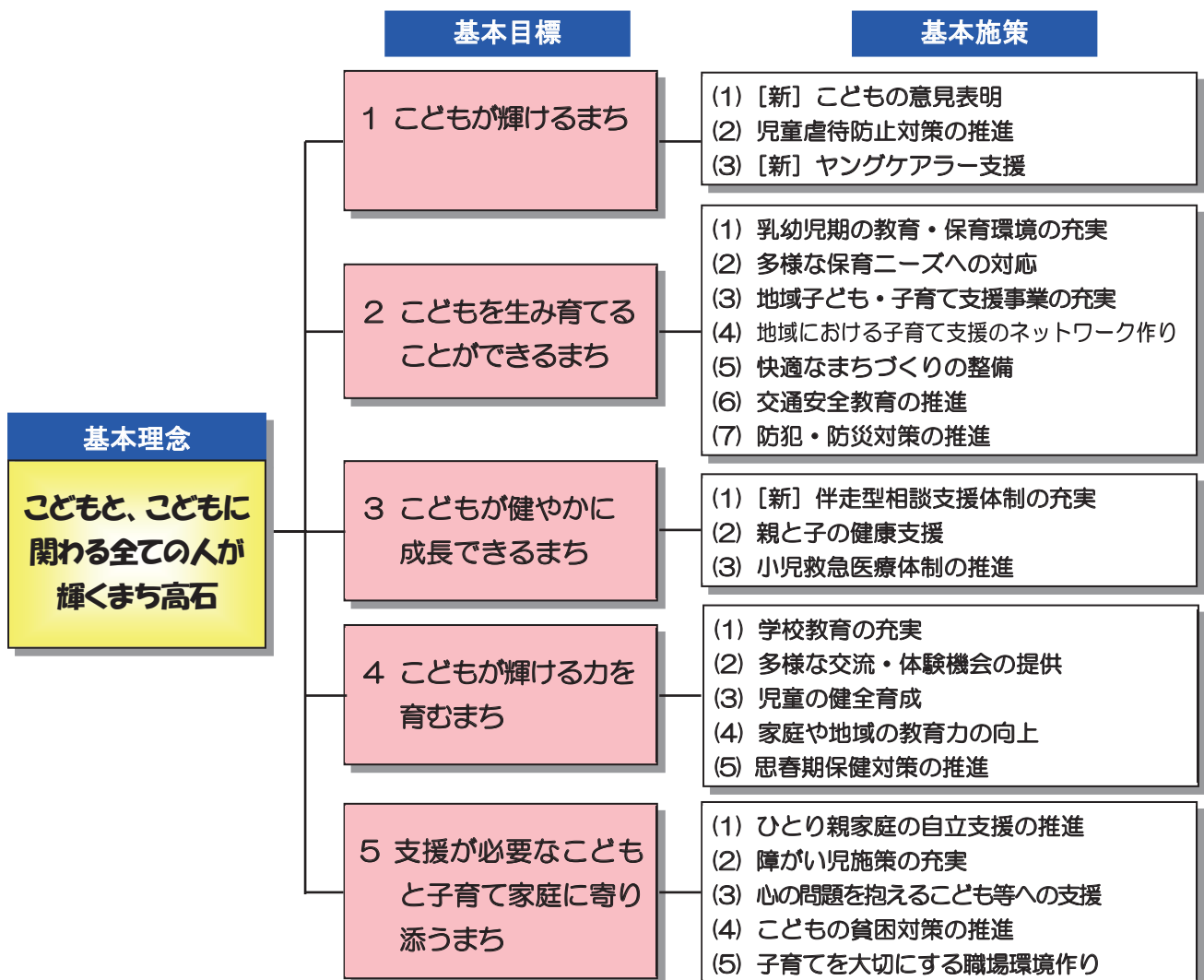
計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

- ことも大綱が目指す「こともまんなか社会」の実現に向けて、こどもの権利の擁護が図られ、すべてのこどもがウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)で生活が送れるように取り組む必要があります。
- 「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えて、次代を担うこどもたちにとって、夢と希望をもって、心身ともに健やかに成長することができるまち、子育て当事者が、過度な負担を抱くことなく、育児と仕事などを両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう、社会全体で切れ目なく支え合えるまちを目指します。
- 高石市では地域社会と一体となって、子育てを支援すること、そのことにより高石市全体が活性化し地域力が高まり、発展することをめざし、基本理念を

「こどもと、こどもに関わる全ての人が輝くまち高石」 とします。

2 施策の体系



施策の展開

●5つの基本目標に基づいて各施策を推進します。主な取組については次のとおりです。

基本目標1 こどもが輝けるまち

基本施策(1) こどもの意見表明

- ① 周知啓発の取組
- ② 意見表明の在り方検討

基本施策(3) ヤングケアラー支援

- ① ヤングケアラーの実態把握
- ② 課題解決のための個別支援
- ③ 周知啓発の取組

基本施策(2) 児童虐待防止対策の推進

- ① 啓発の推進
- ② こどもの安全確保の優先と迅速な対応
- ③ 家庭支援事業の推進
- ④ 組織的な対応の推進

基本目標2 こどもを生み育てることができるまち

基本施策(1) 乳幼児期の教育・保育環境の充実

- ① 教育・保育施設及び地域型保育事業等の推進
- ② 教育・保育の一体的提供の推進
- ③ 産後の休業及び育児休業明けからの施設や事業の円滑な利用の確保
- ④ 教育・保育施設及び設備の改善
- ⑤ 乳児等通園支援事業の実施【新規】

基本施策(4) 地域における子育て支援のネットワーク作り

- ① 相談体制の充実
- ② 地域での子育て支援に関する関心の喚起
- ③ 地域での子育て支援ネットワークの強化
- ④ 子育ての仲間づくりの支援

基本施策(2) 多様な保育ニーズへの対応

- ① 乳児保育の充実
- ② 一時保育等の充実
- ③ 時間外（延長）保育の充実
- ④ 病児・病後児保育の推進
- ⑤ 休日保育の推進
- ⑥ 夜間保育の推進
- ⑦ 障がい児保育等の推進
- ⑧ 保育事業の質の向上

基本施策(5) 快適なまちづくりの整備

- ① 安全・安心な公営住宅の整備
- ② 安全な道路交通環境の整備
- ③ 駐車スペース等の確保、駐車マナーの向上
- ④ 妊婦・親子連れなどに配慮したまちづくり

基本施策(6) 交通安全教育の推進

- ① 交通安全教育の推進
- ② チャイルドシートの正しい使用の徹底
- ③ 自転車利用についてのルール徹底

基本施策(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

- ① 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進
- ② 地域子育て支援センター事業の充実
- ③ 子育て短期支援事業の充実
- ④ ファミリー・サポート・センター事業の推進
- ⑤ 園庭開放等子育て支援の推進

基本施策(7) 防犯・防災対策の推進

- ① 防犯灯の整備
- ② 地域での見守り活動の推進
- ③ こども110番運動の推進
- ④ 自らの命を守り抜く力の育成

基本目標3 こどもが健やかに成長できるまち

基本施策(1) 伴走型相談支援体制の充実

- ① 専門職による相談支援体制の充実
- ② アウトリーチによる相談支援の推進

基本施策(3) 小児救急医療体制の推進

- ① かかりつけ医を持つことについての啓発
- ② 小児初期救急医療体制の充実
- ③ 小児救急電話相談についての周知
- ④ 乳幼児の事故についての周知と予防の推進

基本施策(2) 親と子の健康支援

- ① 妊娠・出産から子育て期における切れ目のない支援の充実
- ② 妊産婦に対する健康診査と相談の充実
- ③ 出産前教育の充実
- ④ 乳幼児健康診査、フォロー体制の充実
- ⑤ 相談と情報提供の充実
- ⑥ 基本的生活習慣の啓発及び教育
- ⑦ 食育を通じた健康づくり
- ⑧ 子育て世帯訪問支援事業の実施

基本目標4 こどもが輝ける力を育むまち

基本施策(1) 学校教育の充実

- ① 確かな学力の向上
- ② 豊かな心を育む
- ③ 健やかな体の育成
- ④ 社会で活躍することの育成
- ⑤ 個に応じた教育の推進
- ⑥ 教職員の資質・能力向上の推進
- ⑦ 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続
- ⑧ 小中学校間の連携の推進
- ⑨ 安全・安心な学校教育環境の整備

基本施策(3) 児童の健全育成

- ① 放課後児童健全育成事業（あおぞら児童会）の充実
- ② 放課後子ども教室推進事業（こども元気広場）の推進
- ③ 青少年健全育成活動の推進
- ④ 有害環境の把握と対策の推進
- ⑤ 道徳教育の推進
- ⑥ こどもの居場所づくりの推進

基本施策(2) 多様な交流・体験機会の提供

- ① 自然体験、社会体験活動の充実
- ② スポーツ・レクリエーションの環境づくり
- ③ 乳幼児とのふれあいや異年齢のこどもの交流機会の充実
- ④ 職業観や勤労観の育成

基本施策(4) 家庭や地域の教育力の向上

- ① 家庭教育への支援の充実
- ② 地域の教育力の向上
- ③ 人材の育成・活用

基本施策(5) 思春期保健対策の推進

- ① 喫煙・飲酒・薬物に関する教育
- ② 性に関する正しい知識の普及
- ③ 母子保健と学校保健の連携

基本目標5 支援が必要なこどもと子育て家庭に寄り添うまち

基本施策(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ① 相談体制の充実
- ② 経済的支援の推進
- ③ 養育費の確保に向けた情報提供・啓発活動
- ④ 就業支援事業の推進
- ⑤ 訓練等受講の促進

基本施策(3) 心の問題を抱えるこども等への支援

- ① 相談・支援体制の充実
- ② 関係機関との連携
- ③ 不登校の対策と教育支援センター（適応指導教室）「つれづれ」及び校内教育支援ルーム

基本施策(2) 障がい児施策の充実

- ① 発達相談の充実と障がいの早期対応
- ② 支援施設の充実
- ③ 就学児支援の充実
- ④ 支援教育の充実
- ⑤ 啓発の推進
- ⑥ 障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用促進

基本施策(4) こどもの貧困対策の推進

- ① 学習機会の提供
- ② 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援（再掲）
- ③ 相談体制の充実（再掲）
- ④ 経済的支援の推進（一部再掲）

基本施策(5) 子育てを大切にする職場環境作り

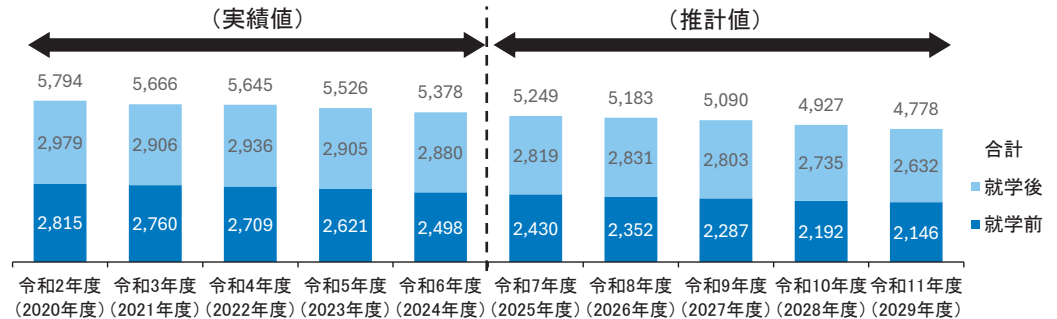
- ① 男性を含めた働き方の見直し
- ② 企業に対する意識啓発
- ③ 女性の就労支援
- ④ 男女共同参画社会づくりの推進

事業の見込量と確保方策

1 将来のこども人口

- 0歳～11歳のこども人口は減少を続け、令和11年度には4,778人と推計されます。

就学前及び小学生人口の推移



2 教育・保育提供区域の設定

- 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、高石市では、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な14事業）の提供区域を、ともに「市内全域」の1区域とします。

3 乳幼児期の教育・保育の見込量と確保方策

- 計画期間中に認定区分ごとの確保方策の値が量の見込みを上回るように算定しました。

幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の見込量と確保方策

認定区分(年齢)	実績(見込)	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定(3～5歳)(人)		465	444	429	402	393
教育利用希望の2号(人)		5	5	5	5	5
合計	454	470	449	434	407	398
確保方策(人)		724	724	724	724	724

注) 令和6年度実績は10月1日現在

保育所・認定こども園（保育所部）の見込量と確保方策

認定区分(年齢)	実績(見込)	計画期間				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定(0歳)(人)	109	116	114	113	112	111
3号認定(1・2歳)(人)	492	457	448	446	436	428
2号認定(3～5歳)(人)	839	847	810	773	728	709
地域型保育事業			19	19	19	19
合計	1,440	1,420	1,391	1,351	1,295	1,267
確保方策(人)		1,381	1,400	1,400	1,400	1,400
3号認定(0歳)(人)		109	109	109	109	109
3号認定(1・2歳)(人)		441	441	441	441	441
2号認定(3～5歳)(人)		831	831	831	831	831
地域型保育事業			19	19	19	19

注) 令和6年度実績は10月1日現在

4

地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

- 「子ども・子育て支援法」で定められている「地域子ども・子育て支援事業」について、次のように見込みます。

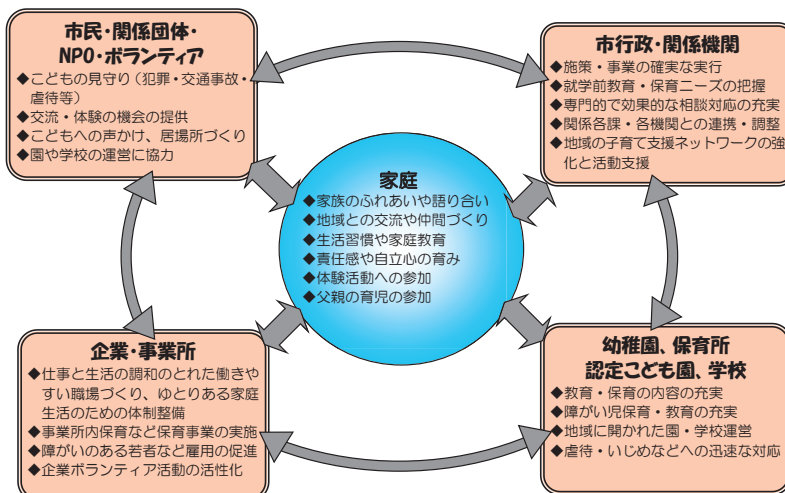
注) 令和6年度実績は見込み

事業名	項目	単位	実績(見込)	計画期間				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	見込量	か所	5	5	5	5	5	5
	確保方策	か所		5	5	5	5	5
時間外(延長)保育事業	見込量	人	600	567	552	540	522	515
	確保方策	人		600	600	600	600	600
	施設数	か所	10	10	10	10	10	10
放課後児童健全育成事業 (あおぞら児童会)	見込量	1～3年生	人	745	800	800	800	800
		4～6年生	人	245	270	270	270	270
		合計	人	990	1,070	1,070	1,070	1,070
	確保方策	人		1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
	施設数	か所	7	7	7	7	7	7
子育て短期支援事業	ショートステイ		人日	20	56	56	56	56
	トワイライトステイ		人日	2	5	5	5	5
	確保方策	ショートステイ	人日		56	56	56	56
		トワイライトステイ	人日		5	5	5	5
		施設数	か所	9	9	9	9	9
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	見込量 (確保方策)	人	375	379	373	367	363	358
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	見込量 (確保方策)	人	80	115	115	115	115	115
地域子育て支援拠点事業	見込量	人回	27,200	27,240	27,156	27,024	26,796	26,712
	確保方策	か所	5	5	5	5	5	5
一時預かり事業 (在園児対象)	見込量	1号認定	人日		784	767	759	728
		2号認定	人日		6,904	6,755	6,684	6,410
		合計	人日	7,321	7,688	7,522	7,443	7,138
	確保方策 延人数	人日		8,254	8,087	8,008	7,704	7,704
	施設数	か所	10	10	10	10	10	10
一時預かり事業 (在園児対象以外)	見込量	一時預かり	人日	2,067	2,036	2,055	2,039	2,017
		ファミサポ	人日	139	93	87	87	83
		延人数	人日	2,206	2,129	2,142	2,126	2,100
	確保方策 合計延人数	人日		2,791	2,810	2,794	2,772	2,760
	一時預かり	人日		2,661	2,680	2,664	2,642	2,630
	施設数	か所	5	5	5	5	5	5
	ファミサポ	人日		100	100	100	100	100
	トワイライトステイ	人日		30	30	30	30	30
	施設数	か所	5	5	5	5	5	5

事業名	項 目	単位	実績(見込)	計画期間				
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病児・病後児保育事業	見込量延人数	人日	3,325	3,324	3,229	3,156	3,038	2,995
	確保方策 合計延人数	人日		3,400	3,300	3,300	3,300	3,300
	うち病児対応型	人日		300	300	300	300	300
	事業所数	か所	1	1	1	1	1	1
	うち体調不良型	人日		3,100	3,000	3,000	3,000	3,000
	施設数	か所	10	10	10	10	10	10
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	見込量延人数	人日	172	300	300	300	300	300
	確保方策延人数	人日		300	300	300	300	300
妊婦に対して健康診査を実施する事業	見込量 (確保方策)	人回	4,500	4,550	4,475	4,400	4,350	4,301
実費徴収に係る補足給付を行う事業	見込量 (確保方策)	人回	189	195	186	178	167	163
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	本事業は、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。							
妊婦等包括相談支援事業	妊娠届出数	人	400	404	398	391	387	382
	1組当たり面談回数	回	4	4	4	4	4	4
	見込量(確保方策)	回	1,729	1,616	1,592	1,564	1,548	1,528
産後ケア事業	見込量(確保方策)延人数	人	152	156	160	163	167	171
	施設数	か所	7	9	9	9	11	11
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0歳児	見込量	人/日	—	—	16	16	16
		確保方策	人/日	—	—	16	16	16
	1歳児	見込量	人/日	—	—	9	9	9
		確保方策	人/日	—	—	9	9	9
	2歳児	見込量	人/日	—	—	8	9	8
		確保方策	人/日	—	—	8	9	8
子育て世帯訪問支援事業	見込量 (確保方策)	人	170	255	300	300	300	300
親子関係形成支援事業	見込量 (確保方策)	人	—	—	20	20	20	20

計画の推進

計画の推進体制



計画の進行管理

- 本計画(Plan)を総合的・効果的に推進するため、計画の実施(Do)状況の把握・点検(Check)改善(Action)を行うPDCAサイクルに基づき、進捗状況を管理していきます。
- 個別事業に加え、計画全体の成果についても点検・評価・公表し、施策の改善につなげます。
- 市民ニーズの変化や国における新たな施策等を適切に把握し、必要に応じ、適宜見直しを行います。

第3期高石市子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和7年3月

編集・発行 高石市 教育部 こども未来室 こども家庭課

〒592-8585

大阪府高石市加茂4丁目1番1号

TEL : 072-265-1001 (代)

FAX : 072-265-1015